

公益財団法人園芸植物育種研究所における公的研究費等の使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費等を使用する上での職員としての取り組みの指針を明らかにするものである。

- 1 職員は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則・ルールを遵守するとともに、説明責任を果たすものとする。
- 2 職員は、公的研究費等は国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、効率的・効果的な使用を行うとともに、実態のない経費の使用・目的外使用・期間外使用など不正な使用は行わない。
- 3 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
- 4 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- 5 職員は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑念や不信を招くことのないよう公正に行動する。
- 6 職員は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努める。
- 7 職員は、公的研究費等の不正使用が園研におけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める「公的研究費等の使用に関する不正防止計画」を踏まえて行動する。